

移動支援事業の概要

さいたま市

平成23年4月

(最終改訂:令和6年4月)

移動支援事業の概要①

基本的な考え方

屋外での移動が困難な障害者・児について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す事を目的とする。

対象者

身体障害者(視覚障害者、全身性障害者に限る)、知的障害者、障害児、精神障害者を対象とし、障害支援区分や年齢は問わない。

移動支援事業の概要②

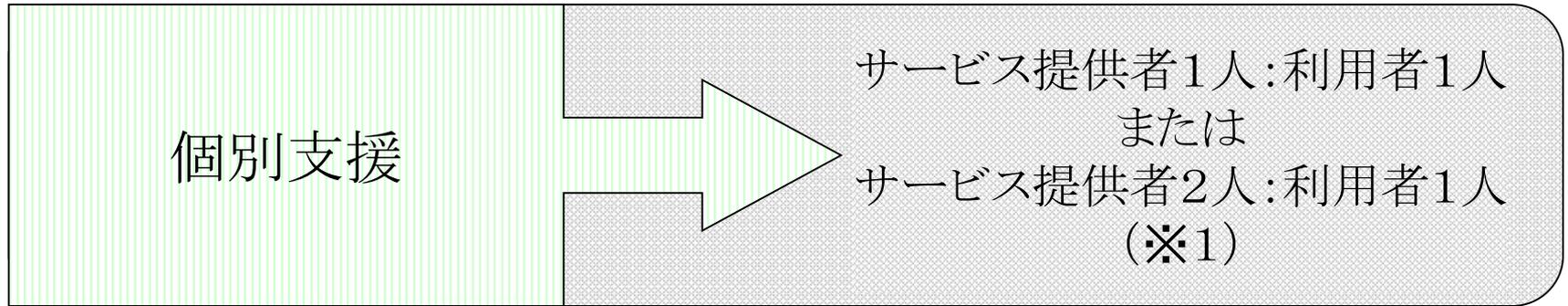
対象となる外出

- ① 社会生活上必要不可欠な外出
(官公庁や金融機関への外出、公的行事への外出、日常生活上必要な買い物、冠婚葬祭 等)
- ② 余暇活動等社会参加のための外出
(外食、レジャー・レクリエーション、映画鑑賞・観劇・スポーツ観戦 等)
- ③ 通学通所支援
(主たる介護者が長期にわたり通院を要する場合や慢性疾患の場合 等)

適用順位

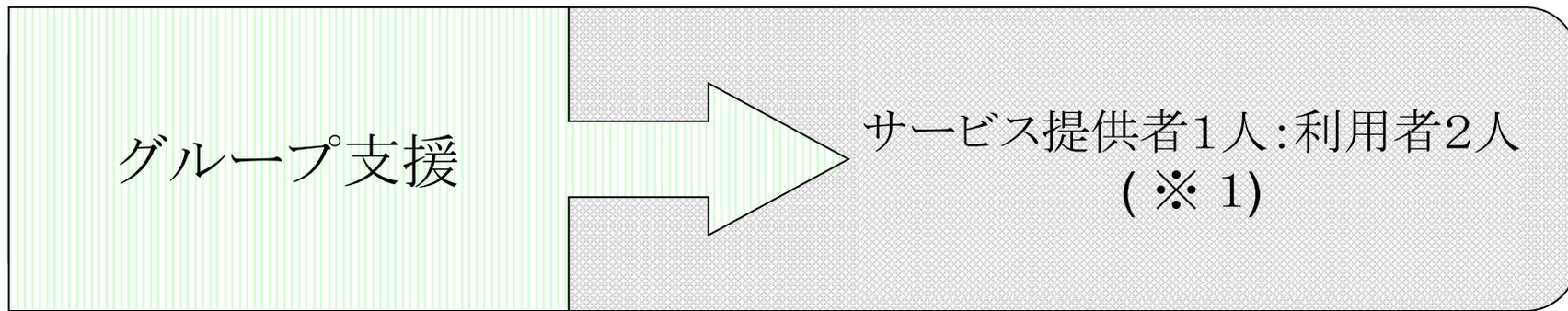
障害者総合支援法に規定する介護給付(通院等介助、重度訪問介護、行動援護等)を利用できる場合、または介護保険法に規定する訪問介護を利用できる場合は、当該サービスを優先する。

移動支援事業のサービス①



※1 身体的理由、その他の状況から、2人のサービス提供者によるサービス提供が必要と市長が認める者に限る。

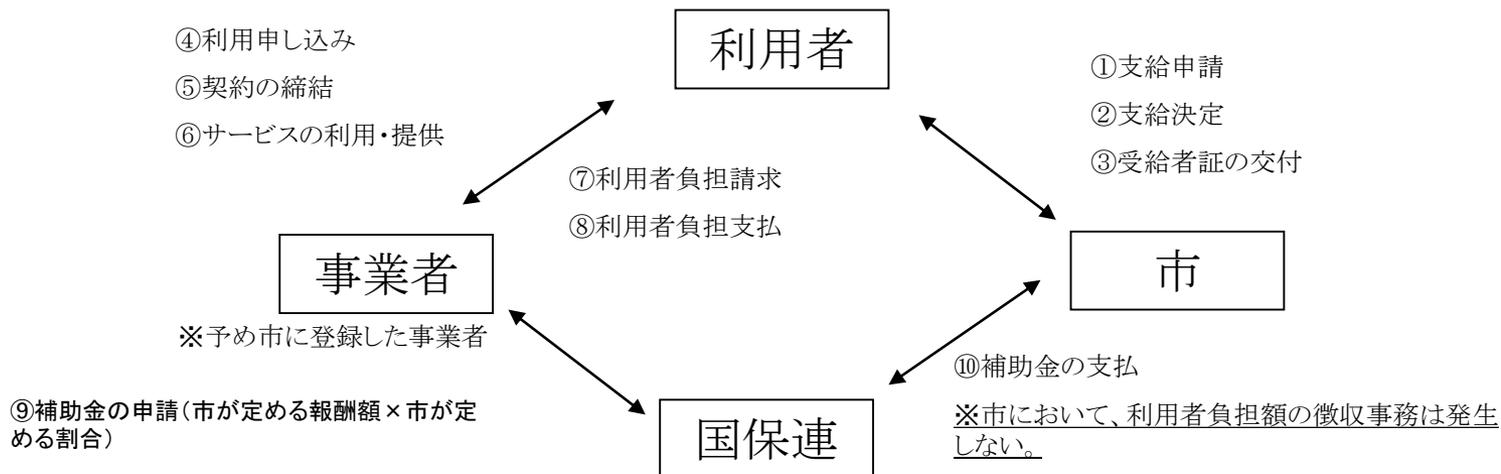
移動支援事業のサービス②



※1 対象者は、移動支援事業の支給決定を受けている方で、事業所の見立ての結果グループ支援を行えると判断された方が対象とする。ただし、2人介護決定者、強度行動障害がある方は対象としない。

サービス提供の流れ

- 移動支援サービスは、利用者⇔事業者の個別の契約によるサービス利用と位置付ける。
- 市は実施要綱の基準により必要と認めた利用者のサービスの利用に対し、市の定める基準の範囲内で、事業者へ補助金の支払いを行う事業(=移動支援事業)を実施する。
- 請求事務については国民健康保険団体連合会(以下国保連とする)へ委託しているため、事業者は国保連へインターネットにて請求事務を行なう。(ただし、実績記録票及び上限管理結果票については紙媒体で市に直接提出する。)
- 請求額は市が定める費用の額から市が定める利用者負担額を控除した額とする。
- 市は、当該請求に基づき、国保連を通して事業所に補助金の支払いを行う。



移動支援事業の利用者負担について

利用者負担について

- 各報酬単位(8ページ参照) × 単位ごとの総算定時間数 = 補助基準単位
 - 補助基準単位 × 10 = 補助基準額
 - 補助基準額 × 0.9 = 補助額
 - 利用者負担額 = 補助基準額 - 補助額
- (ただし、利用者負担額が負担上限月額を超過している場合は、当該超過分を補助額に上乘せする。)

負担上限月額について

- 1 負担上限月額に関しては、実施要綱第16条に規定する額とし、障害福祉サービスの利用者負担額と合算した結果、負担上限額を超過する場合には、利用者負担上限管理事業所が障害福祉サービスと併せた上限額管理を行う。
- 2 移動支援のみを利用する場合についても、実施要綱第16条に規定する負担上限月額を超過する場合には、利用者負担額上限管理事業所を設定し上限額管理を行う。

移動支援事業の利用方法について

利用における原則

原則として、個別支援計画(サービス等利用計画)を立て、当該計画に基づき利用する。
やむを得ず緊急に利用する必要性が生じた場合は、個別支援計画を見直し当該計画に基づき利用する。
臨時的に支給量を増やす必要がある場合は区支援課に相談の上、支給量を見直し、当該利用が終了次第、すみやかに支給量を元の時間に戻す。

利用方法

- ① 区支援課に申請し、個別支援計画(サービス等利用計画)に基づき必要時間数を算定する。
- ② 移動支援の支給決定をし、支給量を表示した受給者証を交付する。
- ③ 支給量の範囲において、直接事業者を利用申し込みを行い、サービスを利用する。
- ④ 臨時的に利用時間数を増やす場合、区支援課に申請をし、支給時間の増量を行い、終了次第、すみやかに支給量を元の時間数に戻す。

支給量について

支給量については、1月当たり70時間(ただし、共同生活援助等の利用者については、1月30時間とする。)を基準とし、原則その範囲内で個々の状況を聴き取る中で個別支援計画に基づき、真に必要な時間数を積み上げ方式で決定していく。通学通所支援に係る支給量については、1月当たり23時間を基準とし、1回当たりの利用時間は30分を基準とする。

移動支援事業の報酬単位数額

報酬単位

移動支援、通学通所支援の個別支援の場合

身体介護を伴う場合 : 30分当たり147単位

身体介護を伴わない場合 : 30分当たり 77単位

※ヘルパー2人で提供する場合はそれぞれの単位を計上する。

※時間ごとの単位数はサービスコード表を確認すること。

グループ支援の場合

身体介護を伴う場合 : 30分当たり103単位

身体介護を伴わない場合 : 30分当たり 54単位

※時間ごとの単位数はサービスコード表を確認すること。

移動支援事業者について

- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者又は基準該当事業者のうち、居宅介護を行う事業者で市に登録した事業者とする。

サービス提供者について

サービスを提供できるものは登録した事業所に勤務する従業者のうち、以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 介護福祉士
- (2) 実務者研修を修了した者
- (3) 居宅介護職員初任者研修を修了した者
- (4) 障害者居宅介護従業者基礎研修を修了した者
- (5) 重度訪問介護従業者養成研修を修了した者
- (6) 同行援護従業者養成研修を修了した者
- (7) 行動援護従業者養成研修を修了した者
- (8) 平成18年9月30日までの間に日常生活支援従業者養成研修課程を修了した者
- (9) 平成18年9月30日までの間に視覚障害者外出介護従業者養成研修課程を修了した者
- (10) 平成18年9月30日までの間に全身性障害者外出介護従業者養成研修課程を修了した者
- (11) 平成18年9月30日までの間に知的障害者外出介護従業者養成研修課程を修了した者
- (12) 平成25年3月31日までの間に居宅介護従業者養成研修1級、2級又は3級の課程を修了した者
- (13) 平成25年3月31日までの間に訪問介護員養成研修1級、2級又は3級の課程を修了した者
- (14) 前各号に掲げるもののほか、既に居宅介護等の経験を有する者であって、市長が必要な知識及び技術を有すると認めるもの

これより先は事業所向けの
ページになります。

上限額管理について①

負担上限額に関しては、障害福祉サービスで定める利用者負担上限額を上限とし、利用者負担上限管理事業所が障害福祉サービスと併せた上限管理を行う。

① 上限管理事業所が、障害福祉サービス費を先に徴収(※4)し、上限に達した場合(利用者負担上限月額が37,200円の場合に限る。)は地域生活支援事業(移動支援、日中一時支援)を行っている事業所に徴収額0円である旨の通知をする。

② 上限管理事業所が、障害福祉サービス費を先に徴収し上限に達しなかった場合は移動支援事業を行っている事業所に徴収できる金額を必ず通知する。(注:障害福祉サービスの利用者負担上限月額が9,300円の場合、地域生活支援事業の利用者負担上限月額は37,200円のため、通知する必要がある。)

a) 障害福祉サービス費と地域生活支援事業(移動支援、日中一時支援)で、上限を超えた場合、上限管理加算がつき、地域生活支援事業における上限管理加算のコードを明細に含め請求する。

b) 障害福祉サービス費と地域生活支援事業で上限を超えなかった場合、通知を送る必要は生じるが、上限管理加算はつかない。

※4 国の示している費用徴収の優先順位について

1番 居住系サービス(障害者支援施設(施設入所支援)、共同生活援助)

2番 日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A・B型))

3番 訪問系サービス

(訪問系サービス内では①対象者に同一事業所番号で複数の訪問系サービスを提供する事業所

②重度訪問介護事業所 ③居宅介護事業所 ④ 同行援護事業所 ⑤行動援護事業所の順番)

4番 短期入所サービス

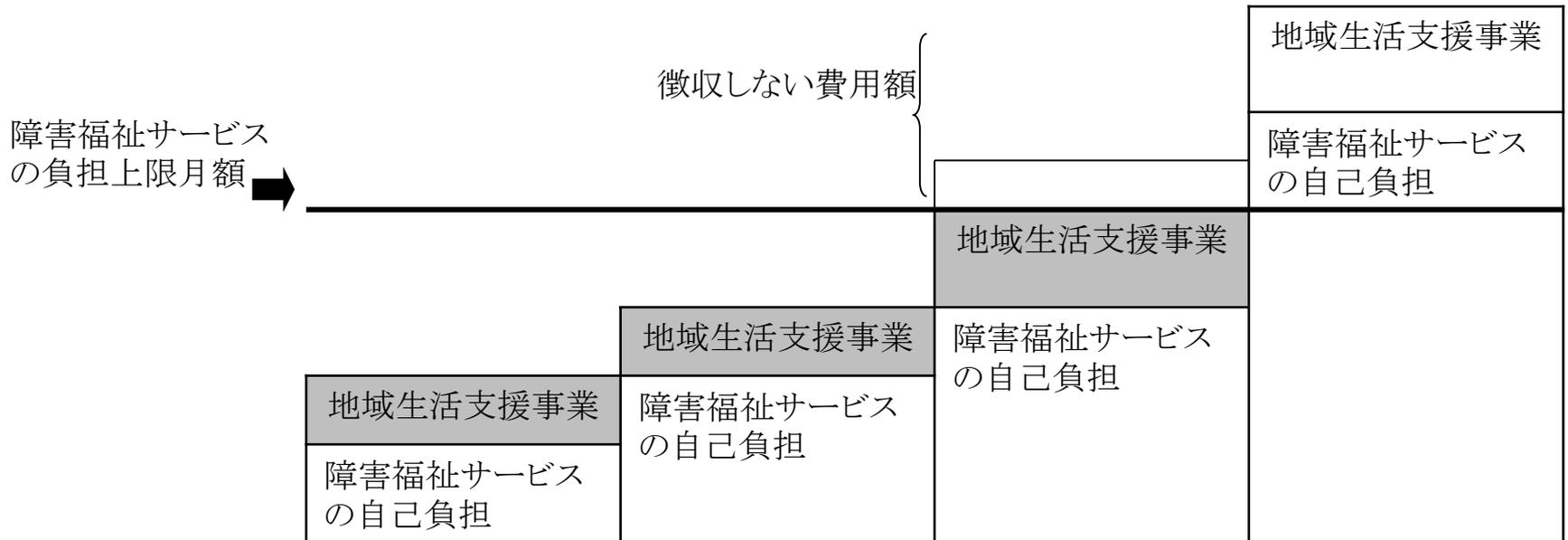
5番 地域生活支援事業(移動支援、日中一時支援)

上限額管理について②

地域生活支援事業(移動支援、日中一時支援)のみを利用する場合についても、障害福祉サービスと同様の方法で利用者負担上限月額と利用者負担額上限管理事業所を設定し上限管理を行う。

移動支援、日中一時支援の両方を利用していた場合、費用徴収は特に優先順位を定めないため、どちらを優先的に徴収しても差し支えない。

上限額管理について③



- 上記の図のとおり障害福祉サービス費と地域生活支援事業に要した費用の1割を併せて上限管理する。
- 先ほども述べたように、先に障害福祉サービス費を徴収し、その後地域生活支援事業に係る費用を徴収する。
- 上限管理事業者は負担上限月額の到達いかんにかかわらず地域生活支援事業者に徴収可能額を通知する。